

被災農業者向け経営体育成支援事業

平成30年台風第24号被害対策(第2回要望調査)について

平成30年台風第24号(9月29日以降)により被害を受けた、農産物の生産・加工に必要な施設・機械の再建・修繕等を支援するための第2回要望調査です。

要望受付期間 平成31年1月7日(月)～18日(金) 17:00まで

Point

- 1 農業用施設・機械の復旧を行い、営農を再開する農業者の方への支援です。
- 2 農産物の生産・加工に必要な施設(農業用ハウス、果樹棚、畜舎、加工施設等)の再建・修繕や、農業用・加工用機械の取得・修繕に係る費用について助成します。
- 3 農産物の生産に必要な施設の撤去費用についても助成します。
- 4 農業用ハウス等(果樹棚、畜舎等)の補強についても経営体育成支援事業により助成します。
- 5 被害を受けた日以降の取組(着工)であれば、本事業の計画承認等の手続き前の取組でも対象となります。

- ① 施設の被害状況、作業を行った者、日付、費用の額が分かる書き物や写真
- ② 作業を外注した場合の発注書、納品書、請求書、領収書などの書類の保存をお願いします。

問い合わせ先・要望受付窓口

本事業による支援は浜松市農業振興課を通じて行います。

本事業の詳細などは、浜松市農業振興課の以下の窓口へお問い合わせ下さい。

<中・東・南・西区>

担い手支援グループ 中区元城町103-2(市役所本館6階) 電話：457-2331

<北区>

北部農業グループ 北区細江町気賀305(北区役所3階) 電話：523-1113

<浜北区>

浜北農業グループ 浜北区貴布祢3000(浜北区役所3階) 電話：585-1117

<天竜区>

天竜農業グループ 天竜区二俣481(天竜区役所別館2階) 電話：922-0030

施設の再建・修繕等について

1 助成の対象となる事業内容

(1) 農産物の生産及び生産した農産物の加工に必要な施設並びにその附帯施設の再建・修繕（必要な資材を購入して自ら再建・修繕する場合を含む）

(例)：農業用ハウス、果樹棚、畜舎、堆肥製造施設、農業用施設（農機具格納庫や農業資材庫）、加工施設、加温用ボイラー、搾乳機、水耕栽培用ベンチなど

(2) 農業用機械及び生産した農産物の加工に必要な機械の取得・修繕

(例)：トラクター、田植機、コンバインなど

※1 以下のものは対象となりません。

- ・ 農業生産・加工に必要な施設以外の施設（販売に関する施設等）
- ・ 附帯・補完的器具（育苗箱、パレット、コンテナ、運搬台車等）
- ・ 消耗品（トンネル、マルチ、燃料、農薬、肥料等）

※2 施設の強度の向上は別途、経営体育成支援事業の対象となります。

※3 施設の規模拡大等を行うことも可能ですが、原形復旧を超える部分は自己負担となります。

※4 被災地での再建が困難な場合には、場所を移動して再建することも対象となります。

2 助成を受けるための主な要件

- ・ 自らが所有し、自らの営農に用いる施設等が、台風第24号により被災したこと。
- ・ 市から被災証明を受けていること。
- ・ 施設の原形復旧や倒壊施設の撤去等を行うことにより農業経営を継続すること。

3 助成率

- ・ 園芸施設共済加入の場合は共済金の国費相当額を合わせて **9/10以内**
- ・ 園芸施設共済未加入の場合は **7/10以内**
- ・ 農業用機械・畜舎等（園芸施設共済の加入対象施設以外）は **7/10以内**

※ 上記助成率は国県市の助成率の合計です。助成金の上下限額はありません。

施設等の撤去について

1 助成の対象となる事業内容

被災した施設（農産物の生産に必要なもの）の解体、運搬、処理等

2 助成を受けるための主な要件

- ・ 施設の再建・修繕等の場合と同じ。

3 助成率

助成単価に施設の面積を乗じた金額と、撤去を行うために実際に支出する（した）費用のいずれか低い額 × 10/10

※ 残りの部分については、自己負担となります。

注 実際に支払われる補助金額は、園芸施設共済の加入状況等により異なります。
農業用ハウスなど園芸施設共済の引受対象となる施設の場合は、事業完了後に園芸施設共済等への加入が必要となります。

農業用ハウス等を補強する取組への支援

(経営体育成支援事業による追加支援)

※ 被災農業者向け経営体育成支援事業と一体で申請可能です。

1 助成の対象となる事業内容

台風第24号により被災した農業用ハウス、果樹棚及び畜舎等の再建・修繕を契機として、当該ハウス等の補強に取り組む場合に支援（必要な資材を購入して自ら補強する場合を含む）

(例)：ハウスのアーチ部分へのタイバー・アーチ構造の骨材の組み入れ、パイプ・支柱等の追加など
※ 再建するに当たり、補強材を組み込んだハウス等に立て直す場合も対象

- ※ 1 以下のものは対象となりません。
 - ・ 事業費が50万円未満のもの
 - ・ 消耗品
- ※ 2 気象災害等に対応するための補強以外は、対象外になります（床面のコンクリート化など）。
- ※ 3 施設の規模拡大部分への補強については、自己負担となります。

2 助成対象者

- ・ 浜松市から認定を受けた認定農業者又は認定新規就農者

3 助成を受けるための主な要件

- ・ 被災農業者向け経営体育成支援事業(平成30年台風第24号)の支援を受けて復旧する農業用施設の補強を行うこと。
- ・ 成果目標を設定し、目標期間内に達成することができること。

4 成果目標

【必須目標】と【事業関連取組目標】の設定が必要です。

【必須目標】

- ①付加価値額（収入総額－費用総額＋人件費）の拡大

【事業関連取組目標】（②～⑦から1つ以上）

- ②経営面積の拡大、③農産物の価値向上、④単位面積当たり収量の増加、⑤経営コストの縮減、⑥農業経営の複合化、⑦農業経営の法人化

5 助成率

事業費×7/10以内

- ※ 助成対象者ごとの助成金の上限額は国県市あわせて500万円です。事業費が50万円未満のものは助成対象外です。(再掲)